

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設の使用に関する協定

浦安市（以下「甲」という。）と株式会社Wガーデン（以下「乙」という。）は、甲の区域内にて災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、交通などの事由により帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の受入等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、次に掲げる事項について定めることを目的とする。

- 浦安市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の所有又は使用・賃借する施設の一部を、帰宅困難者の一時滞在施設として利用すること。

（協力・支援の内容）

第2条 甲は、災害時に必要が生じたときは、乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

- 災害時における帰宅困難者に対する一時滞在施設の提供
- 一時滞在施設に受け入れた帰宅困難者に対する水、食料等の備蓄物資の提供
- その他甲の要請により、乙が応じられる事項

2 前項第1号及び第3号の規定により乙が提供する施設は次のとおりとする。なお、帰宅困難者の受入れ可能人数の目安は、設置座席等の受入れスペースを配慮し決定する。

名称	所在地	使用箇所	受入れ可能人数
WESTERN 浦安駅前	浦安市北栄1-13-13	1階客室（307㎡）	187人
WESTERN やなぎ通り	浦安市猫実2-14-22	1階客室（789㎡）	522人

3 第1項の規定による要請は、原則として施設等使用要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は口頭、電話等で要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

（管理運営）

第3条 乙が前条第1項の規定により提供した施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（提供期間）

第4条 甲の要請により施設を提供した場合の開設期間は、要請を受けたときから公共交通機関が再開するまでとし、最長3日とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合、甲は、乙と協議の上、その旨を乙に要請をするものとする。

（費用負担）

第5条 第3条第1項の規定による甲の要請により、乙が実施した業務に要した費用のうち次に掲げる費用は、甲が負担する。

- (1) 一時滞在施設の管理運営に係る光熱費等
- (2) その他甲乙協議の上、必要と認める費用

2 甲が負担する費用は、災害直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定する。

(受入実績の報告と請求)

第6条 乙は、一時滞在施設を閉鎖したときは、速やかに業務実施報告書（第2号様式）及び受入実績報告書（第3号様式）を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して費用を請求するものとする。

(費用の支払)

第7条 甲は、前条の規定により乙から費用の請求があった場合は、請求書を収受した日から1か月以内に支払うものとする。

(損害補償)

第8条 甲の要請に基づく乙の業務の従事者に対する損害の補償は、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和52年条例第1号）の例に準じて行うものとする。

(災害時の情報共有)

第9条 甲及び乙は、災害時に得た情報を相互に提供し合い、情報の共有に努めるものとする。

(守秘義務)

第10条 甲は、本協定で知り得た一時滞在施設の警備に関する情報その他の営業上の秘密情報を、第三者に提供してはならない。

2 乙は、本協定で知り得た地域住民の個人情報を、法令により認められる場合を除き、第三者に提供してはならない。

(平時の取組み)

第11条 甲及び乙は、災害発生時における円滑な協力体制を図られるよう、平時から受入に関する連絡調整体制の整備に努めるものとする。

2 甲は、災害発生時における一時滞在施設として周知を図るため、市ホームページ等に掲載する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期限は、本協定の締結日から1年間とする。ただし、有効期限満了の30日前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、期間満了の日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めがない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、甲と乙の協議の上、定めるものとする。

本協定の締結の証とするため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年9月1日

甲 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号
浦安市
浦安市長 内田悦嗣

乙 東京都江戸川区中葛西三丁目34番13号
株式会社Wガーデン
代表取締役 阿部圭太